

新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）

平成 27 年 11 月 30 日

子ども・若者育成支援推進点検・評価会議

## 新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）

平成 27 年 11 月 30 日

子ども・若者育成支援推進点検・評価会議

子ども・若者育成支援推進点検・評価会議においては、平成 26 年 7 月に「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」を取りまとめるとともに、今般、新たな「子ども・若者育成支援推進大綱」の策定に向け、新大綱に盛り込むべき事項について、理念や重点課題を中心に検討を行ってきた。

今般の会議における意見の整理は以下のとおりである。

本会議としては、今後、政府において総合的な見地から大綱の取りまとめを行うに当たり、これらの意見を適切に反映するよう期待する。

### I 新大綱の理念、重点課題等に関する意見

#### 1. 「理念」に関する事項

##### （1）全般的事項

- ・ 対症療法的な支援を繰り返すのではなく、予防的・啓発的な段階に力を入れる。  
困難を有している子供・若者、元気な人、みんな含めた社会を作っていく。
- ・ 社会の中から落ちこぼれていく子供・若者のいない、生まれてから成長するまでの過程を包摂する社会が重要。
- ・ 特定の子供について問題発生に至らせない「予防的」な観点、あるいは、全ての  
子供・若者が自分から相談できるといった「開発的」な観点を位置づける。
- ・ 困難を有する子供・若者に対する専門的な取組と、社会全体を健全化していく予  
防的な取組の両方を盛り込む。
- ・ 子供の権利に根差した考え方を維持し、その実現に向けた協働が図れるように共  
有する。
- ・ 施策の領域に応じて、子供について、保護する存在、教育する存在、責任を持っ  
た行動をとってもらえる存在など、どのように位置付けるかが重要。
- ・ 正しいことをしている人、しようとしている人を守ることを基本に置く。
- ・ 「守る」、「保護する」とは、甘やかしではなく、しっかり善悪の判断ができるよう  
に育成することである。非行の子供は相手へのダメージについて、虐待を受けた  
子供は人を大事にすることについて、適切な指導を受けることが、子供の権利で  
ある。

- ・親（保護者）、教師が子供の甘えを受け止めること（受容すること）も大切。
- ・子供は保護者から「守られる」ことによって、子供が他者を信頼し、自己を制御し、ひいては自己肯定感が育つようになる。このような親子関係が成り立つような支援が必要。
- ・意識的に自己を抑制する感覚を育てる必要がある。
- ・保護すべき部分と自立のための力を身に付けていく部分をセットとして、子供の発達を「保障する」視点が重要。
- ・家庭を支え、子供が適切な養育環境に置かれることを保障することを、社会の機能として位置付ける。
- ・事故、虐待、自殺等の防げる死から子供を守る社会システムを構築する。
- ・他者に適切に依存できる能力があることを含めて「自立」を捉える。
- ・権利、義務、教育をセットで考えるという発想が重要。
- ・家庭、学校、地域だけでなく、企業やNPO等の民間の活動も含めて検討する。
- ・どのような人材を求めるのかを理念に盛り込む。
- ・子供・若者が身に付けるべき力は何かを、例えば、相手の立場を思いやる想像力、自分で考える力、やり抜く力、叱られる力等、包括的な力で表現する。そのような力を育むためには、情操を育てる環境をつくることも大事である。
- ・子供に要求するのではなく、大人や社会が主体となって、子供が健やかに育つような社会環境を整備することを理念とし、子供・若者を社会が支えることを示す理念やキャッチフレーズを置く。
- ・「生きる力」など、自ら考え行動する、子供自身が主体的に生きられるアクティブなニュアンスを加える。
- ・どのような境遇であっても「希望」を見出せる社会を理念に入れる。

## （2）最善の利益の尊重

- ・子供の発達段階における状態像、メディアや生活リズム等の発達段階における課題について、大人や社会が正しく理解し、子供の意見について、発達段階を踏まえて大人が通訳・翻訳し、状況改善に反映させていく。
- ・最善の利益の意味するところについて共通理解ができるような文言を盛り込んではどうか。最善の利益と福祉とは何かについて、当該児者を中心に関係者や関係機関が絶えず検討やすり合わせを重ね、当該児者にとっての真の利益と福祉の実

現を図る。

- ・ 子供に対して、年齢に応じて情報を提供し丁寧に説明するとともに、子供自身の意見を聞き、気持ちを尊重する。
- ・ 子供の最善の利益については、現時点だけでなく生涯にわたっての長期的な視点が必要。
- ・ 子供が大切にされることについて、児童の権利条約を含め、理解を浸透させる。

### (3) 子供・若者と大人との関係

- ・ 子供と大人が共同で作業をする場面を増やし、ともに活動する方法論を具体的に学ぶ。
- ・ 子供は大人に保護され育まれる存在であり、若者は社会参画をするために自立することを支援する対象であることから、年齢や発達段階によりそれぞれへの対応の仕方は異なる。子供・若者を大人のパートナーとして一括りにすべきではない。
- ・ 子供はその年齢相応の子供らしい生活を送ることが基本である。
- ・ 全ての子供に居場所があり、生きがいがあり、参画ができていくインクルーシブな社会であることが重要。
- ・ 不遇な環境にある子供が、そこから脱却する手段を社会が整える。
- ・ 大人と子供が相互に尊重するためには、見守り育む対象である子供に対して、大人が先に子供を尊重する姿勢を示すことが重要。
- ・ 子供は、尊重すべき同等の価値ある個人という意味でパートナーであると同時に、大人が育むという姿勢も盛り込む。

### (4) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援

- ・ 社会に参加する自分の像を持ち、小さくても役割を担えるという感覚が重要。
- ・ 自分の良さを知って、自分なりの進路や社会における立ち位置を見出すことが大切。
- ・ 能動的形成者となることも含め、多様な参加・参画の在り方、多様な役割を果たすことを盛り込む。

## (5) 大人社会の在り方の見直し

- ・ 子供を取り巻く親（保護者）、家庭、教師を含め、支援者たる大人が子供をうまく支えられる社会にするための支援が必要。
- ・ 一人一人が責任を自覚し、身近な人に手を差し伸べ、補い合い、助け合うための行動をする。
- ・ 大人社会に見られる諸問題が子供に影響を及ぼすことを前提として、社会の健全化、改善に取り組む。
- ・ 支援のための制度を充実させると同時に、様々な個性を受け入れ、許容する社会を目指すムーブメントが必要。
- ・ 大人自身が子供を育てるという意識を確保し、子供に関心を持ち、子供と接することを健全育成の基盤として位置づけることが重要。

## 2. 「重点課題」に関する事項

### (1) 子供・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身に付けるための取組

- ・ 学校教育に集中しがちな教育の課題を、学校外教育、社会教育に分散させる。
- ・ 子供・若者をいつでもどこでも適切に見守り、支えられる包括的な支援体制をつくる。
- ・ 支援が必要な生徒に対して適切な支援ができるためには、教員が、生活保護の情報等、自治体の保有する家庭の情報を共有できることが必要。
- ・ 放課後の部活動を含め、公教育と社会教育の関係性を検討する。

### (2) 困難を有する子供・若者やその家族を支援する取組

- ・ 乳幼児健診で支援が必要とされた子供の情報を小学校・中学校・高校に引き継ぎ、切れ目なく適切な支援を提供することによって、二次障害の未然防止を図る。これは“障害”などの負のラベリングを行うのではなく、当該の子供や保護者・家族のニーズに的確に応じることで、当該者の最善の利益と福祉に資することを目的として関係機関が情報や行動の連携を行うものである。
- ・ 継続的な専門的支援について地域間格差が生じないように、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者指定支援機関、生活困窮者自立支援法における自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、中核となる病院等の各種機関が連携関係を築き、必要に応じた適切なアウトリーチ支援を行う。

- ・教育、医療、福祉等、様々な分野において実施されるアウトリーチに関するノウハウを体系化し、支援の出口段階である就労支援機関等に集約させる。
- ・子供が抱える課題や困難について、様々な専門家、援助者が関与して情報を集め、社会背景まで踏み込んで理解する仕組みが必要。
- ・問題を抱えた場合のワンストップの相談支援機関を地域に設ける必要。
- ・地域若者サポートステーションについて、グレーゾーンの若者を支援でき、学校と連携した事業を実施できる制度に戻す。

### (3) 子ども・若者支援地域協議会など、縦・横の支援ネットワークの構築

- ・様々な悩みや困難を抱える保護者の子育てをサポートするため、生活相談や支援を始め、保護者自身の学びの場や保護者同士が支え合えるネットワーク作りなど家庭教育の充実に向けた支援に行政、地域も関わっていく。
- ・学校、親（保護者）の抱え込みの体質、抱え込まざるを得ない状況を改善する。
- ・学校が家庭への支援を行うセーフティネット機能を強調する。
- ・ライフサイクルを考えた切れ目のない支援体制を構築する。
- ・アウトリーチ支援を行うなど、待ちの姿勢ではなく、積極的にアプローチする姿勢を打ち出す。
- ・重層的のみならず、年齢的に縦につながるネットワークも重要。
- ・子供の有する困難さに応じて自立の仕方は異なることから、一定の年齢で線引きするのではなく、各子供に応じた自立支援の継続性が重要。
- ・義務教育修了後、どこにも所属していない子供について、18歳に達して児童福祉法の範疇を超えたとしても、子ども・若者育成支援推進法の下で支援する。
- ・保育園が支援ネットワークの中で連携できるよう、他の機関との連携を担える職員を配置する。
- ・少年院や少年鑑別所が地域協議会に参画することが必要。
- ・ファーストコンタクトを受けた機関が窓口となり、インテークと見立てを行い得るようにし、適切な支援につなぐところまで責任を持つ。
- ・複合化する問題に対して各専門領域で縦割りとならないよう、様々な専門家が集ったチームで対応する。

#### (4) 子供・若者の成長を支える多様な担い手の育成

- ・学校とは異なる役割の下で若者を育てる専門職としてユースワーカーを養成し、資格化を進め、全国の自治体に配置する仕組みを検討する。ユースワーカーとは、様々なコミュニティにおいて、子供が大人へと成長していく過程を手助けする専門的力量をもつ人材のことをいう。
- ・子供や若者を支援するには、様々な人材がチームとして活動する必要がある。その際、子供や若者に関する専門的力量をもつユースワーカーがコーディネートの役割を果たし、各専門家の縦割りで対応できない者への支援を行う。
- ・様々な専門職に対してユースワークに関する研修を行うことを通じて人材を発掘する。
- ・様々な専門分野の知見を一定程度理解した上で、コーディネートする人材が必要。
- ・専門家の間での連携や意思疎通が重要。
- ・国の機関又は第三者機関が、権限を付与されて権利侵害を監視する。
- ・若者問題に精通したユースワーカーが高齢者と一緒になって活動することで、若者と高齢者を仲介し、世代間交流を促進する。
- ・若者の自立支援に加え、若者の学校外での活動の応援が困難な学校側のロジックについても理解した、幅の広いユースワーカーを育成する。
- ・一般の子供・若者に対応するユースワーカーと、特定の問題を抱えた子供・若者に対応するユースアドバイザーは、置かれている状況も支援する人の層も異なるので、分けて考える。
- ・子供がユースワーカーや高齢者と対話できる場を学校内外につくる。
- ・高齢社会において元気な高齢者が実力をフル活用する。
- ・お兄さん、お姉さんのような若い世代による支援（「斜め」の関係性）の活用を通じて、人材を育成する。
- ・大学在学中にアウトリーチ活動を経験することで、実践的なノウハウを持った人材を育成する。
- ・OJTや地域間の人材交流を通じて人材を育成し、その均質化と底上げを図る。
- ・学校の先生、保育所の保育士、少年院や少年鑑別所の職員、児童福祉司、児童養護施設の職員等の専門職員の育成に当たっては、60歳代の定年退職者等のベテランが有する経験や能力を活用する。

- ・ 専門職員の待遇や人員数について、適切な水準を確保する。
- ・ 少年院や少年鑑別所の職員は、メンタル面で深刻な子供に対応できる人材が必要。
- ・ 少年院や少年鑑別所の職員による地域協議会への参画や、少年鑑別所の法務少年支援センターの活用を通じて、その知識を社会に還元する。

### 3. 構成に関する事項

- ・ 子供から若者まで、教育から出口の就労まで、発達の段階を踏まえた総合的なビジョンが必要。
- ・ 発達段階といっても年齢で区別できるものではなく、人それぞれなので、柔軟に対応できるようにつくりとする。



## Ⅱ 新大綱に盛り込むべき施策に関する意見

### 1. 全ての子供・若者の健やかな育成・成長の支援

#### ○社会教育の充実

- ・ 非行防止のためには、子供を地域に巻き込み、地域活動の中に入れ、顔の見える関係に置いておく健全育成的な風土の醸成が必要。
- ・ 学校等の教育機関が入り口となり、子供・若者を、外に開かれている社会教育活動に誘導できるようにする。
- ・ 各地域で活動する既存の社会教育団体のネットワークを形成する。
- ・ 家庭、学校、地域社会における「遊び」等の体験を通じて、主体性、生きる力を身に付ける。
- ・ 学校の中に社会教育施設を併設したり、空き教室を保育施設に活用したりするなど、学校をオープンにして活用する。
- ・ 学校とは異なる役割の下で若者を育てる専門職としてユースワーカーを養成し、資格化を進め、全国の自治体に配置する仕組みを検討する。ユースワーカーとは、様々なコミュニティにおいて、子供が大人へと成長していく過程を手助けする専門的力量をもつ人材のことをいう。(再掲)

#### ○学校教育の充実

- ・ 特別活動の授業の中で自然体験、社会体験の機会を設ける。
- ・ ネット上におけるいじめ等のトラブルの防止について盛り込む。
- ・ 高校において、従前の進路支援を超え、相談、福祉、職業能力開発センター等の就労支援の専門家も参加するプラットフォームを形成するとともに、家庭へのアウトリーチを積極的に実施する。
- ・ 働くことの尊さ、社会の一員であることを年齢に応じて学ばせる。
- ・ 学校教育で労働関係法、税、社会保障、主権者について教育する。

#### ○家庭教育への支援

- ・ 様々な悩みや困難を抱える保護者の子育てをサポートするため、生活相談や支援を始め、保護者自身の学びの場や保護者同士が支え合えるネットワーク作りなど家庭教育の充実に向けた支援に行政、地域も関わっていく。(再掲)
- ・ 子供のために両親（保護者）が話し合い、協力し合う。

- ・ 母親（保護者）の孤立、不安が大きくなり過ぎて責任の放棄にならないよう、抱え込まない、孤立しないような支援が必要。
- ・ 子供と並行して親（保護者）に対しても説明や支援情報の提供を行う。
- ・ 健全な生活習慣は、学校に入る前に家庭教育でしつけ、倫理・規範意識は、家族や身近な人が教えるなど、家庭が果たすべき機能を回復させる。
- ・ 家庭や家族の大切さを社会に訴える。
- ・ 家族には自然になれるのではなく、形成し維持する工夫、努力が必要であるという認識を持ち、家族が機能不全に陥らないための予防啓発的な支援及び機能不全に陥った家族の機能回復の支援を行う機会や機関を設ける。

#### ○自らの心・身体を守ることのできる力の育成

- ・ 子供の発達の基本である生理的リズムが崩れており、家庭だけの問題ではなく、社会全体で子供を守る。
- ・ 消費者教育を推進する。
- ・ 自身の心身の状態を感じ、認識し、対処する能力、他者の心身の状態を推測する能力を身に付けさせる。
- ・ 自己の権利を認識し、権利侵害を受けた時にノーと言ったり他者に相談したりできるようにするエンパワメントに向けた教育を行う。
- ・ 自己主張がうまくできない子供を含め、人の心を思いやる心を育て、それぞれがその人らしく充実した生活や人生が送れるようになるために必要な心理教育を行う。
- ・ 単なる知識の提供ではなく、自分で自分の健康や幸福を追求する力を付けることに重点を置いた教育を行う。

#### ○新しい家族をつくり、親になることについての支援

- ・ 若いときから子育てを身近に感じられるような環境をつくり、ライフサイクルの中で身近に接することができるようにする。
- ・ 結婚や子育てが、社会的自立の上で非常に有意義であることをもっとアピールする。
- ・ 女性に対する妊娠準備支援、男性に対する妊娠や親になることに関する知識と意識の教育を推進する。

## ○グローバル化、情報通信技術の高度化・多様化に対応した人材の育成

- ・インターネットを有効に、積極的に活用できる能力や、メディアやネットに関するリテラシーを養う。
- ・困難においてもやりぬく力、多様な人とコミュニケーションができる気持ちといった基本的な力を身に付けさせる。

## ○若者の政治参画、社会参画の推進

- ・自分の考えを述べる、議論・ディベートができる力を育てる。
- ・子供・若者による議論、提言の出口として、行政に活かすことを検討する。
- ・選挙における投票以外でも、政治を意識することを伝え、参画する方法を拡充する。
- ・学校現場、家庭、地域それぞれで、参画を促進する取組を実施する。
- ・社会が若者の力を必要としている旨を若者に伝えることが大切。

## 2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

### ○ライフサイクルを考慮した切れ目のない支援

- ・一定の年齢で支援が途切れることのないよう、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を連携させる仕組みが必要。
- ・子供の有する困難さに応じて自立の仕方は異なることから、一定の年齢で線引きするのではなく、各子供に応じた自立支援の継続性が重要。(再掲)
- ・社会的養護について、施設を出た後のアフターケアを充実させる。
- ・乳幼児健診で支援が必要とされた子供の情報を小学校・中学校・高校に引き継ぎ、切れ目なく適切な支援を提供することによって、二次障害の未然防止を図る。(再掲)
- ・学校や職場等の組織に安定して属さない、属せない若者への支援を積極的に進める手立てを整備する。
- ・ライフサイクルごとの縦割りを排除し、社会参加、自立まで責任を持って見届ける。

### ○地域性を考慮した支援

- ・継続的な専門的支援について地域間格差が生じないように、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者指定支援機関、生活困窮者自立支援法における自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、中核となる病院等の各種機関が出張相談や家庭訪問などの必要に応じた適切なアウトリーチ支援を行う。(再掲)
- ・地方公共団体に対して、現状分析の上で自治体に適したビジョンを作成したり地域協議会を整備したりすることができる人材を育成し派遣するなどの支援をする。
- ・基礎自治体の実情に応じて、単独で又は連携しての対応を促したり、県や国が基礎自治体に対して支援を行ったりという区分けをする。
- ・制度の運用に当たって地域差があることから、人材、予算上の手当が必要。

### ○一元的な相談窓口の整備の推進

- ・問題を抱えた場合のワンストップの相談支援機関を地域に設ける必要。(再掲)
- ・現場で子供の権利が守られているかどうかを確認することができる体制を検討する。
- ・子供・若者の相談窓口から宿泊可能なシェルターまでの機能を有する「駆け込み寺」を普及させる。
- ・学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の常勤での配置を促進する。
- ・地域若者サポートステーションや生活困窮者自立支援法に係る自立相談支援事業の窓口配置された専門職が学校にソーシャルワーカーとして入っていくことで、学校教育課程修了後の支援にスムーズにつなげる。

### ○いじめ等、困難を有する子供からのSOSを受け止める相談先や解決方法についての教育・広報啓発の充実

- ・いざという時の相談方法を身に付けさせる。
- ・相談窓口や支援制度へのアクセスを体験的に学ぶ機会、カウンセラーとの距離を縮める活動の機会を設ける。
- ・学校のみならず、気軽に子供が駆け込める場所が必要。
- ・いじめを行う加害者側の背景にまで目を向け、当該者の自己理解と自己調整力な

ど適切な社会性を獲得する機会と環境を提供し、再発防止を図る。

- ・ いじめによる自殺、虐待による死亡などの重大事案などでは、助言やカウンセリングだけでなく、重大事案化した背景にある生育環境の問題など多層的・多層的な問題の解消に向け直接的にアプローチする。

#### ○子供の貧困対策等のための家族に対する支援、子供の居場所づくりの推進

- ・ 学校でもない、家庭でもない、「第三の空間」をつくる。
- ・ 増加する貧困家庭を適切に支援できる制度の構築をもう一度きちんと考える。
- ・ 家庭の問題を抱える子供を支援する体制を確立する。
- ・ 子供と並行して親（保護者）に対しても説明や支援情報の提供を行う。（再掲）

#### ○配慮が必要な様々な子供・若者に対する支援

- ・ 思春期の自殺の原因の全てがいじめではないことから、いじめと自殺は分けて考える。
- ・ 慢性疾患を抱えた子供・若者に対する自立支援を盛り込む。
- ・ 虐待・ネグレクトを受けた子供の多くが在宅であり、このような子供に対する自立支援を盛り込む。
- ・ 災害や犯罪被害、事故で心が傷ついた子供・若者に対する支援（心身の状況を把握できる教育や相談できる場所の確保等）について盛り込む。
- ・ 虐待の世代間連鎖、いじめの連鎖といった加害－被害の連鎖を防ぐためにも、被害児のみならず加害児へのケア、指導が必要。
- ・ 虐待を受けた子供の心情に寄り添う。特に、男性性被害者のようにこれまで想定されることが少なく気づかれにくかった虐待被害者への支援も充実させる。
- ・ 青少年の非行問題を取り上げ、支援を検討する際には、思春期一過型、持続型、特異型の区別を付けながら行う。
- ・ 発達障害のある少年について、少年院在院中に保護者に対して診断の告知、説明、助言を行い、出院後には、障害者手帳の取得等を促し、地域における福祉、保健医療、就労支援のネットワークにつなげる。
- ・ 性に関する自分自身の感覚の多様性を認める。
- ・ ひとり親世帯への支援を強化する。

### 3. 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

#### ○地域における子供・若者の見守りの推進

- ・ 大人が自分の子供以外の子供に関わらなくなっている。周りが配慮して、子供が育つ環境をつくる。
- ・ 子供の発達の基本である生理的リズムが崩れており、家庭だけの問題ではなく、社会全体で子供を守る。(再掲)
- ・ 地域の子供・子育てに対する優しさを点検・評価する指標を開発する。

#### ○子供の自立に向けた適切な養育環境の提供

- ・ 家庭の養育環境が適切であるかどうかを社会が見守り、適切でない時には支援を行うシステムを確立する。

#### ○事業者、NPO等の民間と行政が連携した育成支援

- ・ 各企業の取組を学校、行政が利用して一緒に活動するなど、学校や家庭の外の社会で働いている多様な人々とのコミュニケーションをも通じて成長を促す。
- ・ 行政は、事業者の取組について周知や後援等の支援を行うことにより、子供・若者による利活用を促進する。
- ・ NPO等の民間団体を後押しする構造を作っていく。

#### ○子供・若者の育成支援に向けた大人社会の在り方の見直し

- ・ 男性の働き方、男性の子供・家庭への向き合い方にもう少しスポットを当てる。
- ・ 長時間労働を是正し、大人も“遊び心”を思い出してゆとりある生活ができるような、ワーク・ライフ・バランスの社会を実現する。
- ・ 働く親に優しい企業を表彰するなど、企業の配慮を促す。
- ・ 里親が里子を預かる際には、育児休暇を取得可能にする。
- ・ 子供を取り巻く親（保護者）、家庭、教師を含め、支援者たる大人が子供をうまく支えられる社会にするための支援が必要。(再掲)
- ・ 子供を利用する犯罪に対しては厳罰に処する。

### 4. その他

- ・ 子ども・若者育成支援推進法や大綱の理念は、あらゆる個別の法律、制度に投影

されることが望ましく、子供・若者を対象とする各種法制度等がこの理念に基づいて動いているかを評価するべきである。

- ・ 子供・若者育成支援推進法について、社会に一層発信する。
- ・ 少年犯罪、児童虐待、長期欠席、貧困問題等の子供の問題について、正確な情報を発信する。
- ・ 健全育成について費用対効果の考え方は有効に機能しない。
- ・ 困難を有する子供・若者に対する財政支援の効果については、長期的な視点で把握する。
- ・ 貧困の連鎖の防止、全ての子供たちの教育の機会均等の確保のため、給付型奨学金の拡充を始め、教育費に対する公的支援を拡充する。
- ・ 現在の各種施策を選別し、評価できるものは維持し、変更すべきものは改める。
- ・ 量的だけでなく質的評価も含め、多軸に基づいた評価体制づくりが重要。例えば、地域若者サポートステーションであれば、何人が就職したか（就職者数）ではなく、ひきこもりの若者の多様な問題の解決プロセスを評価するなど、いかなる環境の子供・若者がいかなる自立のプロセスをたどったのかを検証し、評価する仕組みが大事である。
- ・ 今後の方向性として、SROI（Social Return on Investment）のような評価指標を検討してはどうか。

子ども・若者育成支援推進点検・評価会議 構成員

平成 27 年 9 月 1 日現在

相原 佳子	弁護士
明石 伸子	特定非営利活動法人日本マナー・プロトコール協会理事長
今村 久美	特定非営利活動法人NPOカタリバ代表
植山 起佐子	臨床心理士コラボオフィス目黒 臨床心理士
奥山 眞紀子	国立成育医療研究センターこころの診療部長
○川邊 譲	駿河台大学心理学部教授
古賀 正義	中央大学文学部教授
定本 ゆきこ	京都少年鑑別所 精神科医
嶋崎 政男	神田外語大学教授（元立川市立立川第一中学校長）
高塚 雄介	明星大学大学院人文学研究科長
谷口 仁史	特定非営利活動法人NPOステーション・サポーターズ代表理事
花井 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
原田 謙介	特定非営利活動法人 YouthCreate 代表
福田 里香	パナソニック株式会社ブランドコミュニケーション本部 CSR・社会文化部部長
松原 康雄	明治学院大学社会学部教授
◎宮本 みち子	放送大学副学長

（敬称略五十音順）

◎：座長 ○：座長代理